

議 事 日 程

平成 3 1 年 第 1 回 定 例 会
1 月 2 5 日 (金) 午 後 3 時 0 0 分
五所川原市中央公民館 2 階第 3 会 議 室

開 会

第 1 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名

第 2 会 期 の 決 定

第 3 前 回 会 議 録 の 承 認 (第 1 2 回 定 例 会)

第 4 教 育 長 の 報 告

第 5 議 案 第 1 号 平 成 3 1 年 度 五 所 川 原 市 学 校 教 育 指 導 の 方 針 と 重 点 に つ い て

第 6 議 案 第 2 号 五 所 川 原 市 体 育 施 設 設 置 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 の 制 定 に つ い て

第 7 議 案 第 3 号 五 所 川 原 市 教 育 委 員 会 ス ポ ー ツ 顕 彰 及 び 文 化 顕 彰 受 賞 者 の 決 定 に つ い て (追 加 提 案)

閉 会

※ 次 回 定 例 会 開 催 予 定 日

平 成 3 1 年 2 月 1 5 日 (金) 午 前 1 0 時 0 0 分
五 所 川 原 市 本 庁 舎 2 階 2 D 会 議 室

平成 3 1 年

五所川原市教育委員会

第 1 回 定 例 会

五所川原市教育委員会

目 次

付議案件

- | | | | |
|---|---------|------------------------------------|-----|
| 1 | 議案第 1 号 | 平成 3 1 年度五所川原市学校教育指導の方針と重点について | P 1 |
| 2 | 議案第 2 号 | 五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について | P 5 |

議案第1号

平成31年度五所川原市学校教育指導の方針と重点について

平成31年度五所川原市学校教育指導の方針と重点について次のとおり定めるものとする。

平成31年1月25日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

平成31年度における五所川原市の学校教育の充実を図るため、五所川原市学校教育指導の方針と重点を定める。

方 針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、個を生かし生きる力と夢を育む魅力ある学校教育の推進に努める。

グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等による社会の加速度的な変化は、全ての子供たちの生き方に影響するものとなっており、これまで以上に予測が困難になる時代を生きる子供たちには、社会の変化に積極的に向き合い、多様な人々と協働して課題を解決する力や、新たな価値を創造していく力等を身に付けることが求められている。

このような中、学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を、学校と社会が共有し、児童生徒が必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図るという理念のもと、学習指導要領が改訂された。これからの学校には、この学習指導要領をはじめとする関係法令等を踏まえ、児童生徒の心身の発達の段階や特性、学校や地域の実態に合わせて創意工夫を図り、全教職員の連携・協力のもとに、「社会に開かれた教育課程」を編成し、実施していくことが大切である。

五所川原市教育委員会では、平成27年に策定された「五所川原市教育施策の大綱」の基本理念であり、「五所川原市教育振興計画」の基本政策でもある『個性を伸ばし育む人財・文化づくり』を実現し、五所川原市の教育の振興を推進するため、教育基本目標を、『ふるさとを愛し、ふるさとの文化を育む心豊かでたくましい人づくり』とし、市の現状と課題を明確にした上で効率的かつ効果的な教育施策を実施している。特に、学校教育においては、知・徳・体のバランスのとれた力を養成し、生きる力を育むとともに、きめ細かな学習支援、特別支援教育の推進等により、一人一人の個性・能力を伸ばすとともに、国際化・情報化時代に対応した人財の育成を図っている。

このことを受け、各学校においては、子供たちや地域の実情を踏まえた特色ある教育活動が展開されているものの、標準学力検査や県学習状況調査等の結果からは、習得した知識・技能を活用する力や、思考力・判断力・表現力が十分でないなどの課題が挙げられる。また、基本的な生活習慣が身に付いていない子供や、規範意識が低く問題行動を繰り返す子供、人間関係づくりが苦手な子供等への対応が各学校の課題となっている。

これらのことから、「確かな学力の向上」と「豊かな心の育成」とを一体として捉えるとともに、これらを支える基盤である「教職員の資質能力の向上」を含めて、本市学校教育の課題としている。

○学校教育の課題解決に向けて

【確かな学力の向上】

「確かな学力の向上」については、子供たちが「何を知っているか」とどまらず、「何ができるようになるか」に発展させることを重点とし、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むと

ともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めることが大変重要である。

そのために、

- ・ 教員が教えることにしっかりと関わり、必要な学びの在り方を絶え間なく考え、授業の工夫・改善を重ねていくことで、「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めること
- ・ 生徒指導の機能（自己決定の場、自己存在感、共感的人間関係）を活かし、成就感や達成感を味わわせる授業づくりに努めること
- ・ 子供の能力を最大限に伸ばす実践的指導力を高められるよう、教師としての資質能力の向上に努めること

これらの三つを柱に、組織的に継続して取り組んでいくため、『五所川原市「確かな学力」向上プロジェクト』を推進することが重要である。

【豊かな心の育成】

「豊かな心の育成」については、道徳教育や体験活動をはじめ、教育活動全体を通じた心の教育の充実により、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観など、子供たちに豊かな人間性と社会性を育むことが大変重要である。

そのために、

- ・ 「特別の教科 道徳」においては、児童生徒の発達段階や特性などを考慮して、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法の工夫に努めること
- ・ 家庭との連携により基本的な生活習慣を確立させるとともに、規範意識に基づいた行動様式を定着させるため自律心の育成に努めること
- ・ 児童生徒理解の深化とともに、教師と子供及び子供同士の心の結び付きを基調とした指導を通して、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努めること

これらの三つを柱に、『心の教育の充実のためのポイント』に留意して、組織的・計画的に取り組んでいくことが重要である。

【教職員の資質能力の向上】

このような教育活動を具現化するためには、校長の明確な経営ビジョンの下、保護者や地域から信頼される開かれた学校づくりを一層推進するなど、学校経営に創意工夫をこらすことが必要である。また、学校教育の直接の担い手である教職員一人一人の意識改革が求められる。さらに、学習面や生徒指導面において、9か年で子供を育てるという視点に立って小・中学校の連携を図り、互いに指導力を高め合うことが大切である。

そのために、

- ・ 教職員一人一人が常に学び続ける意識を持つとともに、情報を適切に収集・選択・活用し、自己研鑽に努めること
- ・ 学校の教育課題の解決に向け、教員等の共通理解の基に、組織的・継続的な校内研修・研究の充実に努めること
- ・ 小・中学校の連携を通して、何をどのようにして指導するかについて共通理解を図り、具体的な実践による学区教育研究会の充実に努めること

これらの三つを柱に、教職員の資質能力の向上を図っていくことが重要である。

以上のことから、個を生かし生きる力と夢を育む魅力ある学校教育の推進のため、次の12の重点を設定した。



《五所川原市教育施策の大綱》の基本理念：「個性を伸ばし育む人財・文化づくり」

《五所川原市教育振興計画》の施策の展開

- 1 一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育の充実
- 2 学校・家庭・地域の連携推進
- 3 生涯学習・スポーツの推進
- 4 芸術・文化活動の推進と郷土芸能の継承

《五所川原市教育基本目標》

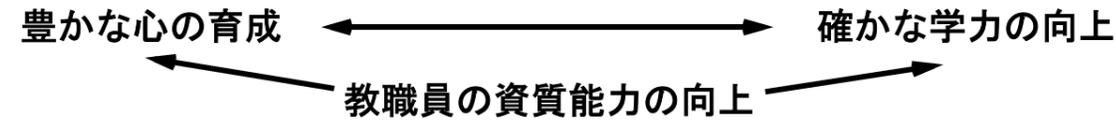
ふるさとを愛し、ふるさとの文化を育む心豊かでたくましい人づくり

《五所川原市学校教育指導の方針》

個を生かし生きる力と夢を育む魅力ある学校教育の推進

《めざす子供像》 知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒

《五所川原市学校教育の課題》



豊かな心の育成のために

【心の教育の充実のためのポイント】

- 1 よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うための「考え、議論する道徳」の授業の実践
- 2 基本的な生活習慣の確立や望ましい人間関係づくりに向けた、家庭や地域社会との連携
- 3 児童生徒が主体となった、いじめの根絶や問題行動・不登校等の未然防止に向けた取組の推進

確かな学力の向上のために

【五所川原市「確かな学力」向上プロジェクト】

- 1 カリキュラム・マネジメントと連動した「確かな学力」向上プランの推進
- 2 「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業づくりと学級経営
- 3 校内研修・研究の充実（組織的、主体的、継続的な研修・研究の推進）

重		点									
<p>12 研修の充実</p> <p>教員等の資質能力を高め、自校の教育課題を解決するために、組織的、主体的、継続的な研修の充実を努める。</p>	<p>11 環境教育の推進</p> <p>一人一人の子供が、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。</p>	<p>10 国際化に対応する教育の充実</p> <p>一人一人の子供が、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、郷土に対する愛着と誇りを培い、外国語による言語活動を工夫・充実させ、国際理解教育の推進に努める。</p>	<p>9 情報化に対応する教育の推進</p> <p>一人一人の子供が、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努めるとともに、各教科等の目標を達成するためにICTの活用を図る。</p>	<p>8 総合的な学習の時間の充実</p> <p>一人一人の子供が、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくことができるよう、各教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力の育成に努める。</p>	<p>7 キャリア教育の充実</p> <p>一人一人の子供が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。</p>	<p>6 特別支援教育の充実</p> <p>発達障害を含む障害のある子供が、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、その持てる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。</p>	<p>5 体育・健康教育の充実</p> <p>一人一人の子供が、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体の育成に努める。</p>	<p>4 特別活動の充実</p> <p>一人一人の子供が、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決していくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。</p>	<p>3 道徳教育の充実</p> <p>一人一人の子供が、豊かな心を持ち、未来を切り拓く主体性のある人間になれるよう、「特別の教科 道徳」を要として、教育活動全体を通して、よりよく生きる基盤となる道徳性の育成に努める。</p>	<p>2 生徒指導の充実</p> <p>一人一人の子供が、豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、協働的な指導体制の下で、心の結び付きを基調とした指導を行うとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。</p>	<p>1 授業の充実</p> <p>一人一人の子供が、「主体的・対話的で深い学び」を通して、「確かな学力」を確実に身に付けることができるよう、温かな人間関係や学び合う学習集団づくりを図りながら、より効果的な指導と学習活動の工夫・改善に努める。</p>

議案第2号

五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成31年1月25日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市体育施設設置条例の改正に伴い、当該規則において一部を改正するものである。

五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則（案）

五所川原市体育施設設置条例施行規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1五所川原市都市公園設置条例（平成17年五所川原市条例第178号）に規定する五所川原市都市公園（以下「都市公園」という。）内に公園施設として設置される体育施設の表を次のように改める。

五所川原市都市公園設置条例（平成17年五所川原市条例第178号）に規定する五所川原市都市公園（以下「都市公園」という。）内に公園施設として設置される体育施設

名称	休館日（休場日等を含む。）
五所川原市民体育館	(1) 毎週月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日）（以下「休日の翌日」という。） (3) 12月28日から翌年の1月4日まで
五所川原市営球場	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日 (3) 12月から翌年の3月まで
五所川原市営庭球場	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日 (3) 12月から翌年の3月まで
五所川原市北斗グラウンド	12月から翌年の3月まで

別表第1都市公園以外に設置される体育施設の表中

五所川原市B & G海洋センター金木（プール）	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日） (3) 10月から翌年の6月まで
-------------------------	---

を

五所川原市金木B & G海洋センター（プール）	(1) 毎週月曜日（その日が休日に当たるときはその翌日） (2) 9月第2火曜日から翌年の6月まで
-------------------------	--

に改め、同表五所川原市B & G海洋センター市浦（体育館）の項及び五所川原市B & G海洋センター市浦（艇庫）の項中「五所川原市B & G海洋センター市浦」を「五所川原市市

浦B & G海洋センター」に改め、同表五所川原市金木運動公園の項中「（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日）」を削り、同表中

五所川原市つがる克雪ドーム	(1) 毎週月曜日
五所川原市弓道場	(2) 休日の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日）
五所川原市勤労者総合スポーツ施設	(3) 12月28日から翌年の1月4日まで

を

五所川原市つがる克雪ドーム	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日 (3) 12月28日から翌年の1月4日まで
五所川原市弓道場	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日 (3) 12月28日から翌年の1月4日まで
五所川原市勤労者総合スポーツ施設	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日 (3) 12月28日から翌年の1月4日まで

に改める。

別表第2都市公園内に公園施設として設置される体育施設の表中

五所川原市営ゲートボール場	午前7時30分から日没まで
球技場	午前7時30分から日没まで

を

五所川原市北斗グラウンド	午前7時30分から日没まで
--------------	---------------

に改める。

別表第2都市公園以外に設置される体育施設の表五所川原市B & G海洋センター金木（プール）の項中「五所川原市B & G海洋センター金木」を「五所川原市金木B & G海洋センター」に改め、同表五所川原市B & G海洋センター市浦（体育館）の項及び五所川原市B & G海洋センター市浦（艇庫）の項中「五所川原市B & G海洋センター市浦」を「五所川原市市浦B & G海洋センター」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

○五所川原市体育施設設置条例施行規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第45号）の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前																				
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>五所川原市都市公園設置条例（平成17年五所川原市条例第178号）に規定する五所川原市都市公園（以下「都市公園」という。）内に公園施設として設置される体育施設</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>五所川原市都市公園設置条例（平成17年五所川原市条例第178号）に規定する五所川原市都市公園（以下「都市公園」という。）内に公園施設として設置される体育施設</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>休館日（休場日等を含む。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五所川原市民体育館</td> <td>(1) 毎週月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日）（以下「休日の翌日」という。） (3) <u>12月28日から翌年の1月4日まで</u></td> </tr> <tr> <td>五所川原市営球場</td> <td>(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日 (3) <u>12月から翌年の3月まで</u></td> </tr> <tr> <td>五所川原市営庭球場</td> <td>(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日 (3) <u>12月から翌年の3月まで</u></td> </tr> <tr> <td>五所川原市北斗グラウンド</td> <td>12月から翌年の3月まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	休館日（休場日等を含む。）	五所川原市民体育館	(1) 毎週月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日）（以下「休日の翌日」という。） (3) <u>12月28日から翌年の1月4日まで</u>	五所川原市営球場	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日 (3) <u>12月から翌年の3月まで</u>	五所川原市営庭球場	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日 (3) <u>12月から翌年の3月まで</u>	五所川原市北斗グラウンド	12月から翌年の3月まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>休館日（休場日等を含む。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五所川原市民体育館</td> <td>(1) 毎週月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日） (3) <u>五所川原市民体育館にあっては12月28日から翌年の1月4日まで、五所川原市営球場及び五所川原市営庭球場にあっては12月から翌年の3月まで</u></td> </tr> <tr> <td>五所川原市営球場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五所川原市営庭球場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五所川原市営ゲートボール場 球技場</td> <td>12月から翌年の3月まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	休館日（休場日等を含む。）	五所川原市民体育館	(1) 毎週月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日） (3) <u>五所川原市民体育館にあっては12月28日から翌年の1月4日まで、五所川原市営球場及び五所川原市営庭球場にあっては12月から翌年の3月まで</u>	五所川原市営球場		五所川原市営庭球場		五所川原市営ゲートボール場 球技場	12月から翌年の3月まで
名称	休館日（休場日等を含む。）																				
五所川原市民体育館	(1) 毎週月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日）（以下「休日の翌日」という。） (3) <u>12月28日から翌年の1月4日まで</u>																				
五所川原市営球場	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日 (3) <u>12月から翌年の3月まで</u>																				
五所川原市営庭球場	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日 (3) <u>12月から翌年の3月まで</u>																				
五所川原市北斗グラウンド	12月から翌年の3月まで																				
名称	休館日（休場日等を含む。）																				
五所川原市民体育館	(1) 毎週月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日） (3) <u>五所川原市民体育館にあっては12月28日から翌年の1月4日まで、五所川原市営球場及び五所川原市営庭球場にあっては12月から翌年の3月まで</u>																				
五所川原市営球場																					
五所川原市営庭球場																					
五所川原市営ゲートボール場 球技場	12月から翌年の3月まで																				
<p>都市公園以外に設置される体育施設</p>	<p>都市公園以外に設置される体育施設</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>休館日（休場日等を含む。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五所川原市金木B&G海洋センター（プール）</td> <td>(1) 毎週月曜日（その日が休日に当たるときはその翌日） (2) <u>9月第2火曜日から翌年の</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	休館日（休場日等を含む。）	五所川原市金木B&G海洋センター（プール）	(1) 毎週月曜日（その日が休日に当たるときはその翌日） (2) <u>9月第2火曜日から翌年の</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>休館日（休場日等を含む。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五所川原市B&G海洋センター金木（プール）</td> <td>(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日（その日が月曜日</td> </tr> </tbody> </table>	名称	休館日（休場日等を含む。）	五所川原市B&G海洋センター金木（プール）	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日（その日が月曜日												
名称	休館日（休場日等を含む。）																				
五所川原市金木B&G海洋センター（プール）	(1) 毎週月曜日（その日が休日に当たるときはその翌日） (2) <u>9月第2火曜日から翌年の</u>																				
名称	休館日（休場日等を含む。）																				
五所川原市B&G海洋センター金木（プール）	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日（その日が月曜日																				

改正後		改正前	
	6月まで		又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日) (3) 10月から翌年の6月まで
五所川原市市浦B&G海洋センター(体育館)	(1) 日曜日、土曜日及び休日 (2) 12月28日から翌年の1月4日まで	五所川原市B&G海洋センター市浦(体育館)	(1) 日曜日、土曜日及び休日 (2) 12月28日から翌年の1月4日まで
五所川原市市浦B&G海洋センター(艇庫)	10月から翌年の5月まで	五所川原市B&G海洋センター市浦(艇庫)	10月から翌年の5月まで
五所川原市嘉瀬スキー場	4月から11月まで	五所川原市嘉瀬スキー場	4月から11月まで
五所川原市金木運動公園	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日 (3) 11月から翌年の3月まで	五所川原市金木運動公園	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日(その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日) (3) 11月から翌年の3月まで
五所川原市山村広場	12月から翌年の3月まで	五所川原市山村広場	12月から翌年の3月まで
五所川原市つがる克雪ドーム	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日 (3) 12月28日から翌年の1月4日まで	五所川原市つがる克雪ドーム	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日(その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日) (3) 12月28日から翌年の1月4日まで
五所川原市弓道場	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日 (3) 12月28日から翌年の1月4日まで	五所川原市弓道場	(3) 12月28日から翌年の1月4日まで
五所川原市勤労者総合スポーツ施設	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日 (3) 12月28日から翌年の1月4日まで	五所川原市勤労者総合スポーツ施設	
略		略	

別表第2 (第3条関係)

都市公園内に公園施設として設置される体育施設

別表第2 (第3条関係)

都市公園内に公園施設として設置される体育施設

改正後		改正前	
名称	使用時間（利用時間）	名称	使用時間（利用時間）
略		略	
五所川原市宮庭球場	午前9時から午後9時まで	五所川原市宮庭球場	午前9時から午後9時まで
五所川原市北斗グラウンド	午前7時30分から日没まで	五所川原市宮ゲートボール場	午前7時30分から日没まで
都市公園以外に設置される体育施設		球技場	午前7時30分から日没まで
名称	使用時間（利用時間）	名称	使用時間（利用時間）
五所川原市金木B&G海洋センター（プール）	午前9時から午後5時まで	五所川原市B&G海洋センター金木（プール）	午前9時から午後5時まで
五所川原市市浦B&G海洋センター（体育館）	午前9時から午後9時まで	五所川原市B&G海洋センター市浦（体育館）	午前9時から午後9時まで
五所川原市市浦B&G海洋センター（艇庫）	午前9時から午後5時まで	五所川原市B&G海洋センター市浦（艇庫）	午前9時から午後5時まで
略		略	

○五所川原市体育施設設置条例施行規則

平成17年9月30日五所川原市教育委員会規則第45号

改正

平成19年3月30日五所川原市教育委員会規則第3号
 平成20年3月27日五所川原市教育委員会規則第8号
 平成22年7月5日五所川原市教育委員会規則第4号
 平成28年2月19日五所川原市教育委員会規則第1号
 平成29年6月28日五所川原市教育委員会規則第8号
 平成30年3月27日五所川原市教育委員会規則第2号

五所川原市体育施設設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、五所川原市体育施設設置条例（平成17年五所川原市条例第209号。以下「条例」という。）第11条及び第12条第1項の規定に基づき、五所川原市体育施設（以下「体育施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 体育施設の休館日（休場日等を含む。以下同じ。）は、別表第1のとおりとする。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日を変更し、又は臨時に体育施設を休館（休場を含む。）することができる。

3 条例第9条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が休館日を変更し、又は臨時に施設を休館するときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

(使用時間)

第3条 体育施設の使用時間（指定管理者が施設を管理する場合には利用時間）は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

2 指定管理者が利用時間を変更するときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

(使用申請)

第4条 条例第5条第1項の規定により体育施設の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、体育施設等使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 体育施設のうち有料施設の個人使用（当該体育施設の貸切使用を除く。次項において同じ。）にあっては、前項の規定にかかわらず、申請者の使用料の納入をもって条例第5条の許可を得たものとみなす。

3 体育施設のうち無料施設の個人使用にあっては、第1項の規定にかかわらず、申請者は教育委員会が別に定める方法により条例第5条の許可を得るものとする。

4 教育委員会は、第1項の申請書を受理し、その可否を決定したときは、申請者に対して体育施設等使用許可（不許可）決定通知書（様式第2号）を交付する。

5 条例第9条の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合の体育施設等使用許可申請書及び体育施設等使用許可（不許可）決定通知書の様式は、様式第1号及び様式第2号にかかわらず、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて、別に定めることができる。

(使用料の減免)

第5条 条例第8条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、体育施設使用料減免申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理し、その可否を決定したときは、申請者に対して体育施設使用料減免許可（不許可）決定書（様式第4号）を交付する。

(遵守事項)

第6条 体育施設を使用する者（指定管理者が施設を管理する場合には体育施設を利用する者）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設又は設備以外を使用しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 職員の施設管理上の指示に従うこと。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、体育施設の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（五所川原市民体育館設置条例施行規則等の廃止）
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - （1） 五所川原市民体育館設置条例施行規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第26号）
 - （2） 五所川原市つがる克雪ドーム設置条例施行規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第27号）
 - （3） 五所川原市陸上競技場設置条例施行規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第28号）
 - （4） 五所川原市嘉瀬スキー場設置条例施行規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第30号）
 - （5） 五所川原市B&G海洋センター設置条例施行規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第31号）
 - （6） 五所川原市金木運動公園設置条例施行規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第32号）
 - （7） 五所川原市金木トレーニングセンター設置条例施行規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第34号）
 - （8） 五所川原市山村広場設置条例施行規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第35号）

附 則（平成19年3月30日五所川原市教委規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日五所川原市教委規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
（五所川原市勤労者総合スポーツ施設設置条例施行規則の廃止）
- 2 五所川原市勤労者総合スポーツ施設設置条例施行規則（平成17年五所川原市規則第128号）は、廃止する。

附 則（平成22年7月5日五所川原市教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月19日五所川原市教委規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月28日五所川原市教委規則第8号）

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日五所川原市教委規則第2号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

五所川原市都市公園設置条例（平成17年五所川原市条例第178号）に規定する五所川原市都市公園（以下「都市公園」という。）内に公園施設として設置される体育施設

名称	休館日（休場日等を含む。）
五所川原市民体育館	(1) 毎週月曜日
五所川原市営球場	(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下「休日」という。)の翌日(その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日)
五所川原市営庭球場	
五所川原市営ゲートボール場	12月から翌年の3月まで
球技場	

都市公園以外に設置される体育施設

名称	休館日（休場日等を含む。）
五所川原市 B & G 海洋センター金木（プール）	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日） (3) 10月から翌年の6月まで
五所川原市 B & G 海洋センター市浦（体育館）	(1) 日曜日、土曜日及び休日 (2) 12月28日から翌年の1月4日まで
五所川原市 B & G 海洋センター市浦（艇庫）	10月から翌年の5月まで
五所川原市嘉瀬スキー場	4月から11月まで
五所川原市金木運動公園	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日） (3) 11月から翌年の3月まで
五所川原市山村広場	12月から翌年の3月まで
五所川原市つがる克雪ドーム	(1) 毎週月曜日
五所川原市弓道場	(2) 休日の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日）
五所川原市勤労者総合スポーツ施設	(3) 12月28日から翌年の1月4日まで
五所川原市金木相撲場	なし
五所川原市漆川体育館	12月28日から翌年の1月4日まで

別表第 2（第 3 条関係）

都市公園内に公園施設として設置される体育施設

名称	使用時間（利用時間）
五所川原市民体育館	午前 9 時から午後 9 時まで
五所川原市営球場	午前 9 時から日没まで
五所川原市営庭球場	午前 9 時から午後 9 時まで
五所川原市営ゲートボール場	午前 7 時 30 分から日没まで
球技場	午前 7 時 30 分から日没まで

都市公園以外に設置される体育施設

名称	使用時間（利用時間）
五所川原市 B & G 海洋センター金木（プール）	午前 9 時から午後 5 時まで
五所川原市 B & G 海洋センター市浦（体育館）	午前 9 時から午後 9 時まで
五所川原市 B & G 海洋センター市浦（艇庫）	午前 9 時から午後 5 時まで
五所川原市嘉瀬スキー場	(1) 月曜日から金曜日までは、午後 6 時から午後 9 時まで (2) 日曜日、土曜日、休日及び五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成 17 年五所川原市教育委員会規則第 9 号）第 3 条第 1 項第 5 号に規定する冬季休業日は、午後 1 時から午後 4 時まで及び午後 6 時から午後 9 時まで

五所川原市金木運動公園	(1) 野球場 午前9時から日没まで (2) 庭球場 午前9時から午後9時まで (3) 多目的グラウンド 午前9時から日没まで
五所川原市山村広場	午前9時から日没まで
五所川原市つがる克雪ドーム	午前9時から午後9時まで
五所川原市弓道場	午前9時から午後5時まで
五所川原市勤労者総合スポーツ施設	(1) 月曜日から土曜日までは、午前9時から午後9時まで (2) 日曜日及び休日は、午前9時から午後5時まで
五所川原市金木相撲場	午前7時30分から日没まで
五所川原市漆川体育館	午前9時から午後9時まで

様式第 1号（第 4 条関係）

様式第 2号（第 4 条関係）

様式第 3号（第 5 条関係）

様式第 4号（第 5 条関係）